

第9回医療が関わる視覚障害者就労支援セミナー

テーマ「眼科における就労支援と職業リハビリテーション」

期日：平成29年5月21日（日）12：00～15：00

会場：じゅうろくプラザ5階小会議室

オーガナイザー：北九州市立総合療育センター 高橋 広

認定特定非営利活動法人タートル（中途視覚障害者の復職を考える会） 工藤 正一

事前登録・会費：必要ありません

誰もが目に異常を感じたら、最初に訪れるのが眼科である。眼科では、それぞれのライフステージに応じて、適切な支援が求められる。特に働き盛りの中途視覚障害者にとって、職業の維持・継続ができるかどうかは切実である。そのような患者に対しては、就労継続のためのロービジョンケアが必要である。眼科における就労支援は難しいと思われているが、実際にはどのような支援が眼科で行われれば良いのだろうか。

本セミナーでは、まず、岐阜県におけるある眼科クリニックの視能訓練士から、これまでに関わった経験を発表してもらい、就労支援にとって何が大切かを考えたい。その結果、ハードルが高いか低いかではなく、就労支援が必要と思ったら、在職中にロービジョンケアを開始する。早期に医療から、「視覚障害があっても働ける」とのメッセージを出し、背中を押してあげる。そのためには、眼科として何か特段の準備が必要なのか。必要だとしたら、どのような準備が必要なのかを、参加者と一緒に経験を出し合い考えてみたい。

その一方で、確かに視覚障害者の就労支援に携わるためには、一定の準備は必要である。つまり視覚障害リハビリテーションについて知っておくことが必要である。それは、福祉系と労働系に分かれるが、いわゆる自立訓練（機能訓練）は前者に属し、職業訓練は後者に属している。

そこで、本セミナーでは、労働系の職業訓練施設としてわが国の中核をなす国立職業リハビリテーションセンターの役割とその実際について理解を深めたい。そのために、同センター職業訓練部、職業訓練指導員相良佳孝氏に講演をしてもらう。その中で、職場復帰支援の事例についても紹介してもらいながら、自立訓練（機能訓練）と職業訓練の特徴とその違いを明らかにし、両者の有機的な連携について考えたい。また、視覚障害者のための訓練施設そのものが少ないため、いかにしてそれらにアクセスするか、地域にそれに代わるものがあるかどうかについても情報交換したい。

他方、平成28年4月から、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法が施行されたところでもあり、いわゆる合理的配慮に関して問題や課題を持って本セミナーに臨む参加者もいるだろう。中途視覚障害者が働きつづけるためには、眼科医と産業医の連携も大切であることから、それらのことについても、意見交換できるようにしたい。

- ・事例を持ち寄っていただくと、ケース検討もいたします
- ・討論・意見交換の希望者は下記の担当までご連絡ください。

担当：高橋 広（北九州市立総合療育センター TEL 093-922-5505）

工藤正一（NPO 法人タートル事務局 日本盲人職能開発センター 東京ワークショップ内
TEL 03-3351-3208 又は工藤携帯 090-8893-7169）